ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
ที่ 5/2569
เรื่อง มาตรการส่งเสริมการร่วมทุนระหว่างบริษัทไทยและต่างชาติในกิจการผลิตชิ้นส่วนยานยนต์

非公式訳
投資委員会布告
第 5/2569 号
件名：自動車部品製造におけるタイ企業と外国企業との合弁事業への奨励措置

仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 8/2565 号「投資奨励政策および基準」および仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 9/2565 号「国家の発展にとって重要な産業への投資奨励措置」に引き続き、

タイ事業者にとってビジネスチャンスを生み出し、現代の自動車開発傾向に合わせて自動車部品の生産技術の開発を向上することができるよう自動車部品分野の外国事業者にタイ事業者と協力し投資を行うよう促進し支援することを目的として、投資委員会は仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法およびその改定増補の第 16 条および第 31 条の権限に基づき、以下のように発布する。

第 1 項　新しく投資奨励を申請するプロジェクトの場合

条件

(1) 仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 9/2565 号に基づく業種 3.4 エンジン、機器および部品の製造および/または業種 3.5 自動車部品の製造におけるプロジェクトであること。

(2) 発布日以降に設立される新しい法人であり、かつ法人所得税の恩典を受ける期間を通じてタイ企業が登録資本金の 20%以上の新設法人の株式を保有するタイ法人と外国法人との合弁事業でなければならない。なお、タイ法人である株主は申請書提出日まで 3 年以上自動車および部品産業において事業を設立および運営していなければならない。また、タイ国籍者が登録資本金の 60%以上の株式を保有すること。

(3) 投資金額（土地代および運転投金を除く）は 100 万バーツ以上であること。

(4) 仏暦 2569 年（2026 年）の最初の営業日より仏暦 2570 年（2027 年）の最終営業日までに投資奨励を申請すること。

恩典

さらに 3 年間にわたって法人所得税を免除する。ただし合計 8 年間までとする。

第 2 項　既存の被奨励プロジェクトの場合

条件

(1) 仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 9/2565 号に基づく業種 3.4 エンジン、機器および部品の製造および/または業種 3.5 自動車部品の製造における既存の被奨励プロジェクトであり、かつ法人所得税免除恩典を受けていること。また、追

加恩典申請日時点で法人税免除期間および法人税免除金額枠が残っていなければならない。

(2) 奨励証書発給の段階で外国株主が完全に保有し、発布日後に株主比率を変更する法人であり、かつ奨励証書の変更日から法人所得税の恩典を受ける期間を通じてタイ企業が登録資本金の 20%以上の株式を保有するタイ法人と外国法人との合弁事業でなければならない。なお、タイ法人である株主はプロジェクトの改定申請日まで 3 年以上の期間自動車および部品産業において事業を設立および運営していなければならない。また、タイ国籍者が登録資本金の 60%以上の株式を保有すること。

(3) 投資金額（土地代および運転投金を除く）は 100 万バーツ以上であること。

(4) 仏暦 2569 年（2026 年）の最初の営業日より仏暦 2570 年（2027 年）の最終営業日まで、追加恩典を申請するためにプロジェクトの改定を申請すること。

恩典

さらに 3 年間にわたって法人所得税を免除する。ただし合計 8 年間までとする。

第 3 項　本措置に基づき追加恩典を受けたプロジェクトは、他の措置に基づく追加恩典を申請することができる。事務局が指定した追加恩典を付与しない特定政策を有する措置は除く。

発布日：仏暦 2569 年（2026 年）1 月 15 日

エークニティ・ニティタンプラパート

（エークニティ・ニティタンプラパート）
副首相
投資委員会委員長